

情国際 19—3
平成 19 年 2 月 13 日

経済産業省
商務情報政策局情報処理振興課
課長 鍛冶 克彦 殿

社団法人情報サービス産業協会
国際委員会 日中部会
部会長 岡田 昌之

日中ソフトウェアビジネスの相互協力促進に向けた要望

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご高承のとおり、中国ソフトウェア産業の発展にともない、オフショア開発等日中ソフトウェアビジネスの相互協力が近年目覚ましく進展しております。中国各地で日本向けソフトウェアビジネスの拡大に関心が高まっているとともに、当協会会員企業も北京、上海、大連をはじめとする中国各地で、合併あるいは独資企業の設立や業務提携など幅広く活動しております。我が国の情報サービス産業にとって、中国はポテンシャルの高い IT 市場としての魅力のみならず、中国の豊富で良質な IT リソースは、もはや経営戦略の上で不可欠な存在であり、日中の情報サービス業界の結びつきは、今後ますます強くなって行く見通しです。

しかしながら、下記の通り日中ソフトウェアビジネス協力に関し懸念事項があります。

つきましては、政策協議の場において議題に取り上げる等中国政府当局への働きかけを含め、是非とも諸問題の改善に向けご支援下さるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. オフショア開発における情報漏洩の懸念

(1) 暗号化製品の中国国内持込み規制の緩和

近年、企業内の様々な手続きや連絡はもとより、企業がビジネスを展開する上で IT 化が相当進んでおり、海外とのビジネスにおいても出張者はノート PC に暗号化ソフトを搭載するなど、万が一の盗難や亡失に備えた盤石な情報漏洩防止対策を施している。また、ソフトウェア開発においては、個人情報保護、情報漏洩防止の観点から、日本国内では開発委託元や発注元のセキュリティポリシーに則り、暗号化等承認された開発環境での開発を実施している。

近時、日本から中国へのオフショア開発が急増する中で、上記のような日本における個人情報、ビジネス情報等の情報漏洩に配慮したビジネス環境、開発環境を中国国内でも整えることが日本企業にとって喫緊の課題となってきた。しかし、現在中国では商用暗号管理条例（国务院令第 273 号）により、海外で生産された暗号化製品（暗号化ソフト）の中国への持込み及び中国での使用について申請・許可が必要であるという規制があり、日本企業が中国とのビジネスを展開する上で弊害が生じている。

具体的な規制の対象は、

- ・ 日本からの出張者が暗号化製品を中国で使用する場合
- ・ 中国子会社へ提供する場合
- ・ 中国国内で暗号化製品を販売する場合
- ・ 中国国内で暗号化製品を開発に利用する場合、等

であり、

- ・ どのような暗号化ソフトなのか、
- ・ どの製品か
- ・ 中国のどこで使用するのか、等

について、国家商用暗号管理局所定の「海外で生産された暗号化製品の使用申請登記表」に中国語で記載し、当該製品説明書および利用する会社の営業許可書等を添えて申請し、許可されるまで、少なくとも 2~3 週間待たなければならない。特に使用する暗号化製品が自社製品でない場合は、当該製品に関する情報は代理店等を経由して取得することもあり、申請者が申請に必要な情報をすべて取得するまで、別途相当な時間と労力が必要となる。

さらに、この暗号化製品への規制は、「製品とその申請者」の組み合わせに対するもので、製品機能と申請者の使用目的・製品の使用方法で管理され、一度許可された製品でも、使用者の会社が異なると、会社毎に申請が必要となり、また、同じ子会社内でも、使用する製品毎に申請・許可が必要となる。

このような状況では、今後ますます中国へのオフショア開発委託が増える見通

しにある中で、情報漏洩防止のための手段である暗号化製品の使用について過度な規制が課せられることにより、開発の遅延、開発環境等の変更等日本企業への負担が大きくなり、中国への発注を断念あるいは控えざるを得なくなるケースも出てくることが懸念される。

よって、中国へのオフショア開発の拡大を進めるに当たっては、

特定利用時、例えば、日本で販売され一般に流通している暗号化ソフト製品について、使用目的がオフショア開発に限定される場合は、許可制ではなく届け出制とする。

暗号化製品自体への許可を一度取得すれば、当該製品に限り、誰でも使用可能とする。

または、許可された製品に限り、使用者は届け出制とする。等中国側に手続きにおける簡素化を求めることが喫緊の課題である。

（２）中国における情報セキュリティ管理の徹底

システム障害、情報漏洩が社会に及ぼす影響が大きくなり、我が国でも情報セキュリティ管理の向上強化が必須となっている。顧客は企業の情報セキュリティ管理への取り組みを重視し、ソフトウェア企業選別の重要な要素にもなっている。

日中ソフトウェアビジネス協力が活発化する中で、中国のソフトウェア企業にも日本のソフトウェア企業と同様の情報セキュリティ管理の徹底構築が叫ばれている。

一例を挙げると、大連市はいち早く日本のプライバシーマーク制度に着目し、独自の個人情報保護制度を導入した上、昨年 10 月には（財）日本情報処理開発協会と相互認証に向けた覚書を交わしている。

今後日中間のソフトウェアビジネスを拡大させる上で、大連市の取り組みは評価されるが、その前提となる中国全体としての個人情報保護等に係る法体系の整備はもとより、国家政策として業務上知り得た情報を外部へ漏らさないようにする等機密保持体制の確立を含めた情報セキュリティ管理の徹底を推進することを要望したい。

２．中国人 IT 技術者の日本入国査証問題の解決

ネットワーク社会で様々な通信手段があるとはいえ、多くのシステムにおいて、設計や試験等の開発工程はエンドユーザのいる日本で行われており、また、システムトラブルやシステムの手直し等緊急事態やメンテナンスなどでも、システムを開発した中国 IT 技術者が訪日して現場で対応しなければならない場合が生じる。しかしながら、中国 IT 技術者の日本入国査証の取得にかなりの時間を要するか、あるいは取得時期の見通しが立たないため、プロジェクトの立ち上げや開発工程での臨機応変な対応、あるいは緊急事態への対応に多大な支障が生じ、結果的に国内の

顧客に対し多大な迷惑を与えるのみならず、不利益をもたらす事態が懸念される。したがって、日中双方のソフトウェア企業がオフショア開発等ビジネス協力をより一層円滑に促進できるよう上記ソフトウェアビジネスの特質を十分勘案した情報技術者専用（当面は中国を対象）の査証制度を設けることをぜひとも検討いただきたい。なお、当該査証の新設が困難な場合にあっては、現行制度において当面以下の点について改善を要望したい。

仕様書の打合せ等の用務で短期商用ビザを申請する場合、発給所要日数を現行の「申請日の翌日から起算して 5 業務日」から「申請日の翌日から起算して 3 業務日」に短縮する。

ブリッジ SE や保守管理の役割を担う中国人技術者に対しては、就労ビザの更新に際して 1 年ではなく 3 年間有効のビザを発行する。

就労ビザの場合、現在の運用では、査証を取得するために申請者本人が一度訪日する必要があるなどグローバルビジネスの流れに対応していないので、在中国の領事館で延長や更新ができるようにするか、日本の関連企業が手続きできるようにする。

3. 日中社会保障制度（年金制度）の一元化

経済社会のグローバル化並びに国内での人材確保が困難になるに伴い、外国人が日本で就労する機会が増えてきている。特に中国人は、両国の距離が近いこと、文化的にも共通性があることのほか、日本語教育に熱心であることもあり、日中経済交流がますます活発化するに伴い日本企業で就労する機会がますます増える傾向にある。

法務省によると、現在日本に滞在する中国人は約 52 万人に及ぶが、日本で就労する中国人は、社会保障（年金）に関して日中間で社会保障協定が締結されていないことから年金の二重払いを余儀なくされ、しかも、年金受給資格が得られる最低加入期間（25 年）に至らずに帰国する場合、それまで日本で掛けていた年金額は、36 ヶ月以上加入していた場合に限り 2.4 ヶ月分が還付されるのみという極めて不合理な状況にある。

今後日本で就業する中国人はますます多くなると予想される一方で、中国における一人っ子政策のため、半数はいずれ帰国すると思われる。したがって、中国人が日本で安心して就業できるように、また、日本企業による中国人の雇用をより容易にするために、日中間で社会保障協定を早期に締結し、社会保障制度の二重加入の解消、両国での年金加入期間の通算等が実現されることを日中両国政府に要望したい。

以上